

## ご加入時の注意事項 (必ずお読みください)

### 本保険制度の運営について

本保険は(一社)日本屋外広告業団体連合会(以下「日広連」)が契約者となり、日広連所属員を記名被保険者(加入者(動産総合保険における被保険者は広告物の所有者となります。))とする損害保険団体契約(請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険、動産総合保険)です。東京海上日動火災保険株式会社が引受保険会社となり、団体契約を締結することにより保険制度を運営しています。したがって、本保険における保険金の支払い等については、「掛金」をそれぞれ「保険料」と読み替えたうえで、それぞれの保険約款に従います。なお、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は保険契約者である日広連が有します。

### もし事故が起きたときは

#### 【賠償責任保険】

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または各都道府県の東京海上日動火災保険(株)損害サービス課にご連絡下さい。(所属会員団体または日広連事務局にお近くの損害サービス課の連絡先をお聞きください。)ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。

#### 【動産総合保険】

この保険で補償されると考えられる損害が生じた場合には、遅滞なく代理店、または保険会社にご連絡の上、保険金請求のお手続きをお取りください。保険金請求権については時効(3年)がありますので、ご注意ください。すでに本制度にご加入の場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度確認してください。ご請求もれやご不明な点などがございましたら、取扱代理店問合せ先までご連絡ください。

### ご加入の際の注意

#### 【告知義務】

#### 【賠償責任保険・動産総合保険共通】

加入申込書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(取扱代理店には、告知受領権があります。)

第1賠償シルバー・ゴールド・プラチナは「最近の会計年度の年間売上高」、第2賠償は「屋外広告物の表示面積」、動産総合保険(旧第3共済)は「屋外広告物の許可の有無、屋外広告物の構造、請負工事高」をご加入時にご申告いただき、それに基づいて掛金を決定しております。保険期間(毎年3月1日午後4時から1年間)中のそれらの数値の変動による精算(掛金変更)は原則として行いません。ご申告いただいた数値が把握可能な最近の会計年度(賠償責任保険)・請負工事高(動産総合保険)等の数値に不足していた場合等、申告いただいた数値に基づく保険料と実際の数値に基づく保険料との割合により保険金を削減することになりますのでご注意ください。

#### 【通知義務】

#### 【賠償責任保険・動産総合保険共通】

ご加入後に加入申込書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険証券記載の保管場所の構造を変更したこと。
- ② 保険証券記載の主たる保管場所を変更したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。)が発生したこと。

(2) (1)の事実の発生によって危険増加(告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。以下同様とします。)が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。

(4) (2)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害については適用しません。

(6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(7) (6)の規定による解除が第1条(保険金を支払う場合)の事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時までに発生した第1条の事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

#### 【重大事由による解除について】

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。

この場合には、全部または一部の保険金をお支払出来ないことがありますので、ご注意ください。

・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合

・ご契約者、被保険者等が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合 等

#### 【補償の重複に関するご注意】

補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や支払限度額や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

#### 【他の保険契約等がある場合】

#### 【賠償責任保険・動産総合保険】

この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合、次のとおり保険金をお支払いします。(動産総合保険については、他の保険契約等の補償内容によりこれと異なる場合があります。)

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

#### 【保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて】

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

#### 【代理店の業務】

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

### 示談交渉サービスは行いません

本保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございませんが、取扱代理店または保険会社から示談交渉の方法等の助言はさせていただきます。したがって、本保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないでご加入者側で示談・締結をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

#### 【保険金請求の際のご注意】

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます)について先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

#### 【ご不明な点がございましたら】

このパンフレットは、請負業者賠償責任保険、生産物賠償責任保険、施設賠償責任保険、動産総合保険の内容について説明したものです。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりありますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社にご照会ください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合には、この保険の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

#### 【パンフレットおよび加入票(加入申込書)の確認・保管について】

本パンフレットはご契約内容などの重要な情報が記載されております。団体作成の加入票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認いただくとともに、本パンフレットとともに大切に保管してください。(加入票をお持ちでない場合には団体にて再発行の手続きを行いますので、団体お問合せ先までご連絡ください。)